

資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づく前払式支払手段の払戻しのお知らせ

2019 年 5 月 8 日（水）15：00 にサービスを終了の当社アプリ「YYC チャット」において発行の前払式支払手段につきまして、下記の通り未使用残高の払戻しを致しますので、期間内にお申し出をお願い致します。

■払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

株式会社 Diverse

■払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

2019 年 5 月 8 日(水) 15：00 までにご利用いただけなかった YYC チャット内通貨「チャットポイント」

■払戻しの申出期間

2019 年 5 月 9 日(木)0：00～2019 年 7 月 31 日(水)24：00 まで

※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。

■払戻しのお申出方法

<https://jp.surveymonkey.com/r/VGC3XWK>

上記 URL より、必要事項を記載の上、払戻し手続きをしてください。

■払戻しの方法

所定の手続き終了後、お客様よりご指定いただいた日本国内の銀行口座へ、日本円で YYC チャットアプリ内通貨「チャットポイント」の未使用残高相当額をお振込み致します。

なお、支払は申出期間の後、後日全額払いと致します。

※振込手数料は弊社にて負担致します。

■払戻しに関する問い合わせ先

〒100-0014

東京都千代田区永田町二丁目 10 番 3 号

株式会社 Diverse

<https://diverse-inc.co.jp/contact>

2019 年 4 月 10 日